

》 手続きの流れ

1 業者から見積りを取る

市内施工業者（市内に本店がある法人
または個人事業者）を利用すること。

市では施工業者の指定や紹介は行なっていません。

2 必要な書類を揃える

申請書は、市公式Webサイト（右記2次元
コード参照）などから入手できます。



3 市川市 街づくり整備課窓口申請する

（郵送や支所等では受付できません
申請を施工業者等が代行することもできます）

- 申請場所：表面の問い合わせ先参照
- 受付時間：午前9時から午後5時

目安 3-4週間

4 決定通知が届く

5 契約・工事着工

変更が生じた場合、速やかに市川市へご連絡ください。

6 申請した窓口の実績報告をする

7 額確定通知が届く

8 申請した窓口補助金の請求をする

請求書は、オンラインや郵送の申請もできます。

9 補助金が支払われる

補助金の受け取りは、委任を受けた施工業者を指定することもできます。その場合は必ず事前に街づくり整備課へご連絡ください。

ご注意

*既に契約済、工事中、工事済の場合は申請できません。

*窓・ドア・床・壁・天井の断熱に関しては「市川市住宅断熱改修促進事業補助金」が利用できます。

*その他の注意事項については市公式Webサイトをご覧ください。



✂ 対象工事と基準

①又は②のどちらかの、居住部分に関する改修工事が対象になります。
※工事を伴わないもの、機器や家具の購入は対象外です。

メニュー	工事内容	基準
① バリアフリー 介護認定有りの方、 障害者手帳をお持ち の方及びその同居者 の方は申請できません	手すりの設置	門から玄関までの通路部分 の工事も対象 改修後の高低差を 20mm以下とするもの
	段差の解消	
	開き戸▶引き戸	開き戸を引き戸（半折、アコーディオンを含む）へ変更するもの
	和式▶洋式便所への変更	
	浴槽のまたぎ高さの低減	洗い場側のまたぎの高さを500mm以上から450mm以下にするもの
② 防災性 災害に備える	壁又は天井の防火性の向上	
	防水板の設置	建築物又は敷地の出入口に設置するもの
	屋根の軽量化	
	基礎の補強	耐震診断の結果、現状のlw値*1が1.0未満であって、改修後のlw値を0.7以上に向上するもの▶ 上限30万円
	壁の補強	
	耐震シェルターの設置	簡易診断*2後、木造住宅に「東京都が安価で信頼できる木造住宅の装置として選定したもの*3」を設置する工事 (旧耐震▶ 上限30万円 新耐震▶ 上限10万円)
	感震ブレーカーの設置	分電盤タイプ(分電盤に内蔵又は接続するタイプ)で電気工事を伴うもの(コンセントタイプは対象外)

*1 lw値は、建物の粘り強さに形状や経年等を考慮して算出される構造耐震指標のことです。

*2 簡易診断は、日本建築防災協会が発行する「誰でもできるわが家の耐震診断」を行ってください。

*3 東京都耐震ポータルサイトにて確認できます。